銀行・証券共同店舗について

滋賀大学

経済学部 教授 二 上 季代司

目 次

1.はじめに	4.アメリカの銀行店舗内におけるリテー
2.共同店舗解禁にいたる経緯	ル証券営業
3.共同店舗解禁等のための法制度改正	5.日本の共同店舗の現況と課題

1.はじめに

金融庁「証券市場の改革促進プログラム」 (2002年8月)が銀行・証券共同店舗の解禁 を打ち出して約1年が経過した。共同店舗の 数は、本年7月末現在、4大金融グループ(三 菱東京、みずほ、三井住友、UFJ)を中心に約 50店に達している(後述)。銀行店舗内におけ る証券営業は、銀行本体が投信を窓口で販売 する「投信窓販」を中心にすでにかなりの程 度行われている。したがって、銀行にとって 自行店舗内で証券会社に証券営業を許すこと は、投信窓販と競合することになろう。共同 店舗のあり方は4大銀行グループ間で若干の 違いが見られるが、その違いは各グループに よる投信窓販実績と相関しているように思え る(後述)。

他方、先行するアメリカにおける銀行店舗 内での証券営業は、第三者である証券業者に 場所を貸し(あるいは顧客を紹介し)、かれら に証券営業をゆだねて手数料の割戻しを受け るという契約(Third party brokerage arrangementsⁱ)を結ぶケース、つまり日本の 共同店舗型に相当するものがほとんどであり、 日本の投信窓販のように自らがブローカーと して行うことは少ない。このように銀行店舗 内における証券営業のやり方に日米間で重要 な違い^{!!}が見られるのである。

この小稿では、 共同店舗が政策当局者に よってそもそも何を意図した構想であったの か、その導入に至る経緯、 解禁に際して手 を加えられた法改正の具体的内容、 アメリ カにおける銀行店舗内での証券リテール営業 の概要とそれに関連する法制度、 わが国で 進められている共同店舗設置の目的、設立状 況、形態と今後の課題、といった点について 整理してみようと思う。

2.共同店舗解禁にいたる経緯

金融庁「証券市場の改革促進プログラム」 は、誰もが投資しやすい市場の整備として、

証券会社による販売チャネルの拡充(最低 資本金の引き下げ、証券仲介業の導入)、 銀 行等における証券販売(銀行・証券共同店舗、 銀行等の書面による証券売買の取次ぎ) 信 頼される投資信託・投資顧問サービスの確立 (最低資本金の引き下げ、投信のディスクロ ージャーの充実)などの施策を打ち出した。
このように共同店舗は、投信窓販(すでに実施)書面による証券売買の取次ぎと並んで、
銀行チャネルを利用した証券販売拡充策の一つである。それでは、証券会社自体の販売チャネル拡充策だけではなく、なぜ銀行チャネルの多様化・拡充策を加えることが必要だったのだろうか。

これについては柳沢金融担当大臣(当時) の私的諮問機関(日本型金融システムと行政) の将来ビジョン懇話会がまとめた報告書「金 融システムと行政の将来ビジョン」(2002 年 7月)が詳しい。この報告書は、「従来、銀行、 証券会社、保険会社(さらには郵便局)とい った業態とそれを利用する個人顧客層の関係 が固定的であったとすれば、それを流動化さ せるべきである」。「将来的には、経営の健全 性に配慮しつつ、ひとつの機関で預金・保険・ 投信・債券・株式など各種の金融商品を直接、 または代理などのかたちで提供し得る体制が 望ましい」(13 ページ)と述べて、同一の金 融仲介機関が預金、保険、投信、債券、株式 など各種の金融商品を販売する「ワンストッ プ・サービス」を提唱している。

また報告書のなかでは、「日本では証券会 社の顧客、銀行の顧客、郵便局の顧客は層が 異なる」、「株価の変動に一喜一憂しないです むはずの一定の資産運用者(長期保有者とし て政策的に市場に新規参入させたい層)は、 現実には証券会社の顧客にはなっていないの ではないか(換言すれば現在の証券会社顧客 の多くは回転売買を繰り返しているのではな いか)」、「最終的にリスクを負担する資産運 用者そのものが相続の仕組みなどで冷遇され て活力を失っている」といった金融担当大臣 自身の認識も紹介されている(56 ページ)。

以上のように銀行チャネル拡充策は、現行 の証券会社チャネルが長期性資金導入のうえ で十分機能していないとの政策担当者の認識 を踏まえたものである。その目的は、銀行顧 客が証券市場にアクセスすることを容易にし、 ひいては預金として張り付いている長期性の 家計貯蓄を、証券購入に向かうように誘引し ようという政策的意図を持つものである。こ のように見ると、共同店舗は、銀行チャネル に証券会社チャネルを重ね合わせることで証 券会社チャネルにも長期性資金を導入させる 道筋をつけようとするものである。この点に おいて同じ銀行チャネル拡充策である投信窓 販とは異なった効果を期待したものといえよ う。

3.共同店舗解禁等のための法制度改正

では、共同店舗を解禁するうえでどのよう な法制度上の措置がとられたか、次にそれを 見よう。大別すると、(1)親子関係にある銀 行と証券会社との店舗共用に関する制限規定 の削除、(2)店舗を共有する際の誤認防止措 置の設置を義務づけ、の二点があげられよう。

まず(1)については、親子関係にある銀 行と証券会社において「銀行からの独立を損 なう態様での証券会社店舗の設置禁止」の条 項ⁱⁱⁱを削除した。この条項は、親子関係にあ る銀行と証券会社との間で生じる恐れのある 利益相反等の弊害防止措置(いわゆる「ファ イヤーウォール」)の1つとして設けられてき たものである。これにもとづき監督当局は証 券会社の店舗設置態様について、 銀行店舗 との間に固定された壁、間仕切りを設けるこ 出入り口を独立して設置し、明確に区 と、 分すること、 電話、受付及び会議室を共用 しないこと、とするガイドラインを設けてき た^{iv}。今回、これらの条項とガイドラインを 削除したのである。

他方、(2)共同店舗を解禁することによっ

て生じ得る銀行商品と証券商品との誤認の恐 れについては、親子関係の有る無しにかかわ らず^v、誤認防止措置を義務付けた^{vi}。それと ともに、これを具体的に担保するものとして、

銀行と証券会社の窓口の区別、業務主体が 証券会社であることの表示など適切な措置を 講じていること、 顧客に対して当該銀行と 当該証券会社は別法人であり、当該証券会社 の提供する商品やサービスは当該銀行が提供 しているものではないことを十分に説明して いること等、とするガイドラインが新設され た^{vii}。

なお、証券取引法 65 条 1 項但し書きは、銀 行窓口における株式や社債の書面での取次ぎ を認めている。書面取次ぎ業務は、単なる取 次ぎであって勧誘はできないのであるが、従 来、この「但し書き」はきわめて制限的に解 釈され、事実上、書面取次ぎ業務そのものが 禁止されたも同然であった。しかしこれにつ いても、今回の共同店舗解禁にあわせ、「但し 書き」の解釈を明確にし、書面取次ぎ業務の 円滑化をはかるべく次のような措置が講じら れた。すなわち、取引の勧誘は行えないもの の、次の行為(書面取次ぎの業務内容の説 明、 業務内容について新聞、雑誌、チラシ、 ポスター、ダイレクトメールを顧客に送付す ること、上記のポスターを掲示すること)は 勧誘に該当しない、すなわち行っても良い行 為、とされた^{viii}。

また、顧客を証券会社に紹介することは、 従来、顧客の要請にもとづいてでなければ証 券業務の代行に該当し 65 条に抵触するもの とされていた。しかし、これについても顧客 の要請の有無を問わず証券会社に紹介するこ とは証券業務代行に該当せず、今後は行って も良い行為とされた^{ix}。これにより共同店舗 内での店頭人員による証券カウンターへの誘 導が可能になる。ただし、顧客情報の共有(し たがってまた銀行員と証券営業員との共同外 交営業)は事前に顧客の書面での同意が必要 である^x。

以上のように、わが国では昨年の法制度改 正により、共同店舗の設置が可能となり、同 じ玄関、同じフロアの銀行、証券の窓口を顧 客が自由に移動できることとなったし、銀行 と証券会社が株式、債券、為替情報を解説す る共同セミナーを開くことも可能になった。 あわせて書面取次ぎ業務の解釈の明確化によ り証券会社への顧客紹介ができるようになっ た。

4.アメリカの銀行店舗内におけるリテー ル証券営業

次に視点を変えて、銀行店舗内におけるリ テール証券営業では日本に先行するアメリカ について、当該業務にかかる法制度はどう展 開してきたか。銀行法と証券法の両面から見 ておこう。

(1)銀行法と証券法上の規定

アメリカでは、長きにわたってグラス・ス ティーガル法(GS法)により銀行本体が証券 業務を兼営することは禁止されてきた(GS法 16条)。ただし、16条では公共債の引受業務 や顧客注文の取次ぎ(ブローカー)業務は適 用除外とされ、銀行本体がブローカー業務を 行うことを禁止していなかった。他方、GS法 20条は「証券業務に主として従事する会社」 と銀行が系列関係に入ることを禁止している が、1987年にFRB(連邦準備制度)が総収入 の5%以内なら「主として従事する会社」にあ たらない、との解釈で銀行持株会社が証券子 会社を持つことを認めた^{xi}。このように、銀 行が証券ブローカー業務を行うにあたっては、 銀行法(GS法)のうえでは、銀行本体で行うか、あるいは銀行持株会社傘下の証券子会社として行うか、の2つの選択肢があった。

他方、34 年証券取引所法は銀行をブローカ ーの定義から除外している(同法3条a4)^{xii}。 したがって銀行によるブローカー業務はSEC (証券取引委員会)への登録義務(同法15 条)がなく、SECの管轄外とされ銀行監督機 関の管轄に入ることになる。これに対し、SEC やNASD(全米証券業協会)などの証券規制機 関は規制の目的・レベルのうえで登録ブロー カーと平仄がとれないとの理由でこうした状 況を批判し、同一の業務は同一の規制機関の 監督下におかれるべし、とする機能別監督の 徹底を主張してきた。

(2)銀行のリテール証券営業の概要

ところで、1980年代中ごろから、投信市場 の拡大を背景に、自行顧客に投信や年金保険 など証券販売を手がけなければ資金が流出す るとの危惧から何らかのやり方で自行店舗内 での証券サービス提供の必要性を感じる預金 取扱金融機関が増えてきた。そのやり方は、

金融機関本体の従業員が行うもの、 契約 を結んだ証券会社を通じて金融機関店舗内外 での証券サービス提供を行うもの、に大別で きる。さらに は契約先証券会社が持株会社 傘下の証券子会社か、あるいは独立系証券会 社か、販売に当たる外務員が Dual Employee^{xiii}か、否かによって複数のパターン に分かれる。これらと並んで、 金融機関が 証券会社に顧客を紹介し、報酬を得るケース もある。

数字がやや古いが、GAO (General Accounting Office)の1995年のアンケート 調査によれば、1994年6月末現在、全商業銀 行11,084行のうち22%にあたる2,400行が 証券ブローカーサービスを顧客に提供してお り、銀行店舗内で もっぱら銀行本体の従業 員だけで証券サービスを提供しているのは 287 行(12%)、 残り88%が何らかのやり方 で証券会社を経由したサービス提供である。 後者のうち、networking agreement 契約を結 んだ証券会社経由が35%、証券会社への顧客 紹介その他のarrangementによるものが39%、 証券子会社経由が42%、Dual Employeeによ るものが44%となっている(複数回答のため 88%を超える)^{×iv}。他方、NASDの調べによれ ば1997 年現在、証券子会社は228 社、銀行と net working arrangement の契約をしている 証券会社数は100 とされる^{×v}。

(3)連邦金融監督4機関によるガイドライン

いずれにせよ、こうした形で銀行店舗内で のリテール証券販売が一般化するにつれ、金 融機関を監督する4つの連邦規制機関(FDIC =連邦預金保険公社、FRB=連邦準備制度理事 会、OCC=通貨監督官、OTS=スリフト監督庁) は、1994年、顧客の誤認防止および不公正取 引防止の観点から、「銀行店舗内での非預金 投資商品の販売に関する4者共同声明」を発 し、当該業務に関するガイドラインを設けた (この要点を列挙すると表1のようになる)。

このガイドラインは金融機関側を律するも のであったので、Third party brokerage arrangements の相手側である証券会社の行 為規制を別途新たに規定するため、NASD のル ール 2350 が新設された^{xvi}(1998 年)。なお、 ここにいたるまでに紆余曲折があった。すな わち当初の NASD ルール案では、「顧客情報の 利用は事前に顧客の書面での同意を必要とす る」、「NASD に登録されていない銀行員に紹

表1 銀行店舗内での非預金投資商品の販売に関するガイドライン

適用の範囲						
週用の創め	預金機関の従業員による販売の場合。					
	預金機関の施設内での証券会社従業員による販売の場合。					
	預金機関が証券会社に顧客を紹介し、利益を受領する場合。					
証券会社と	・ 証券会社が販売にあたる場合、その証券会社に対する適切な審査が必要。					
の契約	また当該証券会社との契約書は取締役会の承認を要する。					
	・ 契約書には、証券会社が金融機関施設内で行う営業活動の範囲と責任、					
	金融監督機関による検査権利の確保などの内容を盛り込むこと。					
一般的ガイ	・投資商品は FDIC によって保証されない、 金融機関の債務でなくその					
ドライン	金融機関によって保証されない、 元本の減損を含む投資リスクがある、こ					
	とを開示すること。顧客からはそのことについて説明を受け理解した旨のサ					
	イン入り確認書を徴求すること。					
	・広告など販売促進の文書にも上記の開示を行うこと。					
	・販売機関が証券子会社である場合、販売商品が自社投信である場合には、					
	その旨の開示を行うこと。					
配置と環境	・投資商品の勧誘と販売は預金がなされる場所と物理的にはなれた場所で行					
	われなければならない。					
	・預金受け入れ場所にいる銀行テラー等は投資商品の勧誘、受注はできない					
	が、その資格のある者に顧客の紹介はできる。					
資格と研修	・金融機関の従業員が証券の勧誘、販売にあたる場合には登録外務員に要求					
	されるのと同等の研修を受けなければならない。					
報酬	・銀行テラー等には顧客紹介のたびに定額の手数料を支払ってもよい(支払					
	いは取引に結実したかどうかに依拠すべきではない)。					
	・勧誘、販売資格のある金融機関従業員にはコミッションのような報酬を払					
	 ってもよいが、それは不適切な勧誘、販売をもたらすような報酬プログラム					
	であってはならない。					
4						

(出所)Interagency Statement on Retail Sales of Nondeposit Investment Products, February 15 1994, より作成。

介料を支払うことを禁止」などの条項が盛ら れていたが、これに反対するパブリック・コ メントを受けて最終的に削除された^{xvii}。

(4) FRB のファイヤーウォール緩和と金融サービス現代化法

続いて 1996 年から 97 年にかけて、FRB は 証券子会社について大幅な規制緩和(証券 子会社の収入制限を 25%に引き上げ、 ファ イヤーウォール 以下 FW と略 の緩和) を行った。これが、その後の銀行による証券 業務参入に大きな影響を与えることになった。 収入制限の緩和によって証券子会社を持つこ との制約が大幅に軽減、証券会社を買収して 証券業務へ参入しようとする銀行が急増した ^{xviii}。また 89 年に設定された 28 項目に及ぶ FW のうち 店舗共有禁止(FW13 条) 証券 子会社の代理人としてのマーケッティング活 動や目論見書、広告文書の銀行店舗内配布の 禁止(FW16 条) 顧客の同意なく顧客の非 公開情報の交換を禁止(FW23 条)などを削除 した^{xix}。この結果、証券子会社を通じたリテ ール証券営業に踏み切る銀行の数、割合が高 まったとされる。

その後、1999年に金融制度改革法(GLB法^{xx}) が議会を通過、GS法 20条(証券業務に主と して従事する会社との系列関係を禁止)と32 条(証券業務に主として従事する会社との間 での役員兼任の禁止)を廃止されることにな った。それとともに、かねて SEC と NASD が主 張してきた機能別監督が受け入れられ、銀行 に許容されてきたブローカー定義からの免除 規定を廃止した。したがって銀行本体がブロ ーカー業務を行う場合にはブローカーとして の登録を義務付けられる。ただし、銀行店舗 の内外で証券会社にブローカー業務を提供さ せるための契約 (Third party brokerage arrangements)を結ぶことは、ブローカーの 定義から除外される(34年証券取引所法3条 a4B)ので、この場合には監督関係に変化な しとなり、SEC の監督下に入ることを免れる のである。以上の経緯から、アメリカにおけ る銀行のリテール証券営業は、本体によるよ りも Third party brokerage arrangements を結んだ証券会社経由で行う方法が一般的だ と考えられる。

なお顧客の非公開情報の利用に関する規制 について、前述のように FRB は系列証券会社 との顧客情報の交換に顧客の同意は不要とし たのだが、これに関する GLB 法の考えもかな り緩やかなものになっている。すなわち、 系列企業間(例えば銀行と証券子会社との間) での顧客情報の共有は顧客の同意なしに許さ れる(ただし系列外の第三者企業と顧客情報 を共有することは顧客が拒否した場合に原則 禁止)、顧客が拒否しない場合、マーケッテ ィングのために系列外の第三者企業に顧客情 報を提供する場合はその旨を公表し、当該第 三者企業にその顧客情報を秘密にする取決め を締結すること、というものである(2001年 7月施行)。

5.日本の共同店舗の現況と課題

以上、法制度を中心にアメリカの事情をや や詳しく見てきたが、次にわが国の共同店舗 の現況についてみよう。現在までのところ、 銀行・証券共同店舗は4大金融グループに限 られている。個々のグループごとにみると、 表2のようにまとめることができよう。

また、安岡(前掲論文、注2)によると、 共同店舗の陣容は証券カウンターに外務員3 ~5人、一般職2人程度の布陣で、その営業 スタイルは「顧客共有」、「証券商品の棲み分 け」の観点から次の4つ、一体化タイプ(証 券カウンターへの銀行による顧客の紹介など 銀行の集客力に期待、取扱商品の重複も容認)

銀行主導の棲み分けタイプ(銀行による顧 客紹介は行わず、証券カウンターでは銀行の 扱えない株式、社債等が主体)、新規顧客開 拓向け(既存顧客は他支店に移管し、共同店 舗では新しい顧客向けに共同営業を目指す)

端末設置タイプ(証券スタッフをおかずオ ンライントレード用の PC を設置) に分けら れるという。これによれば、 はみずほイン ベスターズ「石神井支店」、 は、SMBC フレ ンド「田園調布サテライト」、 は三菱「立川 支店」ということになろうか。

表2 4大金融グループの銀行・証券共同店舗

金融グループ	三菱東京 FG	みずほ FG	三井住友 FG	UFJ ホールディング
設置主体	東京三菱銀行	みずほ銀行	三井住友銀行	UFJ 銀行
	三菱証券	みずほインベスタ	SMBC フレンド証券	UFJ つばさ証券
		ーズ証券		
設置店舗数	22 店(うち隣接店舗	14 店	5 店	3店
	6 店)(8月末)	(8月5日現在)	(5月6日現在)	(7月17日現在)
備考	三菱証券 68 店のう	上期中(9月まで)	うち1店は証券会	
	ち年末までに 35 店	に8店を追加予定。	社店舗内に銀行口	
	を共同(もしくは隣	また2~3年以内	ーンオフィス	
	接)店舗化する予定	に100店舗に広げる		
		予定。		
各店の特徴	立川支店	石神井支店	田園調布サテライ	新宿3丁目営業所
			+	
・店舗作り	・同じビルの1階に	・銀行と証券会社の	・銀行支店の一角を	・銀行ターミナル支
・品揃え	銀行支店、4階に証	カウンターを併設	間借りし顧客1組	店内の銀行カウン
	券会社支店	しー体感	分の小さなブース	ター向かい側に小
	・1 階銀行カウンタ	・取扱商品は通常の	・応接間も共用	さなブースを設置
	ーの一角に証券会	支店と同じ	・銀行取扱商品(投	
	社ブースを設置		信、変額年金保険、	
			個人向け国債)は扱	
			わない	
狙い	1階の共同店舗は	商品の重複を厭わ	設置コストを抑え	銀行ターミナル店
	新規顧客向け	ず銀行の集客力に	る。銀行の提供する	の来店客をターゲ
		期待	サービスの補完	ット

(出所)各社ホームページ、日本経済新聞(8月8日)より作成

最後に、これまで検討した日本とアメリカ の制度・実情を踏まえた上で、銀行・証券共 同店舗を通じた証券販売の拡大に向けて、今 後の課題と思われる諸点を列記してみよう。

(1)銀行・証券共同店舗に関する日本の法 制度は、アメリカの4者共同ガイドライン、 FRBのFW規制緩和、99年GLB法と比べて遜色 のないものとなったが、残る課題としては顧 客情報の共有に関するルールである。共同店 舗における顧客情報の共有はわが国では事前 に顧客の同意を得るのが困難であると考えら れているため、行われていないようであるが、 アメリカでは系列企業間(例えば銀行と証券 子会社との間)での顧客情報の共有は顧客の 同意なしに許される。実際には、顧客口座開 設に当たって事前に確認をとっている場合が 多い。適合性の原則を厳格に貫こうとすれば、 顧客熟知の観点から顧客情報が分断されてい ることは好ましくないだろう。アメリカでは FRB が 1997 年に FW23 条を削除し証券子会社 との顧客情報共有が許されることとなったし、 99 年の GLB 法でもその点が確認され、あわせ て系列外の第三者企業との顧客情報共有につ いてルールが整備されている。わが国の場合 には、今年の5月に個人情報保護法が成立、 施行されたばかりである。これによれば、個 人情報取扱事業者に「利用目的の特定」、「不 正な手段による取得禁止」、「第三者への提供の制限」を義務付けているが、事業分野ごとの関連法案を制定する必要があり、ルール整備は遅れているといえる。この点が今後の課 題ということになろう。

(2)アメリカの場合、銀行店舗の内外にお ける証券販売は銀行本体によるよりも証券会 社を通じた方が一般的であるが、わが国の場 合には、すでに銀行本体での証券販売とりわ け投信窓販が進行しており、共同店舗はこれ と競合し従属した位置におかれていることで ある。例えば、個人向け投信販売残高(2003 年3月末)は、三井住友1兆6千億円、みずほ 6千億円強、UFJ、東京三菱5千億円強となっ ている。特に三井住友は証券界から大量の中 途採用を行い、運用相談用の専用ブースを全 国に 300 箇所設置し、かなりの先行投資を行 っている。したがって、共同店舗の運営は二 重投資とならざるをえない。もっとも、4大 金融グループとしては、傘下に証券子会社を 持っており、いずれはリテール証券営業の拠 点として、銀行本体の証券営業と証券子会社 は何らかの集約に迫られる時期が来るはずで ある。それによって共同店舗のあり方も規定 されることになろう。

(3)わが国の場合、共同店舗内の証券カウ ンターに証券営業員が常駐している。これで はよほどの新規顧客が開拓されなければコス ト倒れではなかろうか。共同店舗の設置が4 大金融グループにかぎられているのも、その ほかの銀行、証券会社はコストがペイしない と考えているからであろう。アメリカの共同 店舗で常駐しているのは Dual Employee だけ で、彼らは投信や保険商品を売るだけの資格 (シリーズ6)しか持っていない場合が多い。 株式を含むフルラインのサービスができる資 格(シリーズ7)を持つのは契約先証券会社 の外務員だけであり、彼らのうち常駐するも のは少なく、複数店舗を受け持って巡回する 場合が多い^{xxi}。彼らが不在の場合には、銀行 員が大まかなニーズを聞き取って外務員との 面会の場所、時間をアレンジするのである。 こうした行為は顧客紹介であるが、これに対 しても何らかの報酬を支払ってよいルールに なっている(94年4者共同ガイドライン、96 年 FRBのFW16条削除、NASDルール2350の当 初案を修正)。これに見習って、わが国でも共 同店舗のビジネスモデルについてコスト・パ フォーマンスの観点からもっと多様なやり方 が模索されるべきである。

- Third party brokerage arrangementsの 定義は34年証券取引所法3条a4B によ る。NASDのルール2350ではNetworking arrangementとか、Brokerage affiliate arrangementと定義される。
- 「証券会社の行為規制等に関する内閣府 令」12 条 8。
- 「証券会社等の監督等にあたっての留意 事項」(いわゆる「事務ガイドライン」)7
 -3-1。
- なお、親子関係に無い銀行と証券会社との 共同店舗については明文規定が見当たら ないが、これも可能になったとの解釈であ り、したがって誤認防止義務は親子関係に 無い共同店舗にもかかってくることにな る。

- ^{vi} 「証券会社の行為規制等に関する内閣府 令」10条。
- vii 「事務ガイドライン」3 4 1(新設)。
- viii 「事務ガイドライン」7 2 2(新設)。
- i×「事務ガイドライン」7-2-1。なお 「紹介」には、証券会社の宣伝媒体を掲示 すること、当該銀行と証券会社の関係や当 該証券会社の業務内容について説明する ことも含まれる。
- 「証券会社の行為規制等に関する内閣府 令」12条7。
- ×i その後、FRB は、証券子会社の収入制限を 段階的に拡大(89年10%、97年25%)、 引受業務の範囲も社債、株式と拡げてい く。
- ×ii ただし 1999 年金融制度改革法 = いわゆ るグラム・リーチ・ブライリー法 (GLB 法)の制定により当該条項は修正され、 ブローカーの定義から除外される行為は より限定的となった (後述)。
- ×¹¹¹ 契約先証券会社に出向し、そこに属する 外務員として証券販売に従事する銀行員 をデュアル・エンプロイと言う。
- xiv GOA, Bank Securities Activities, September 1995.
- ** Testimony of Daniel M. Sibears Vice President, Member Regulation NASD Regulation, Inc., Before a Hearing of the Subcommittee of Financial Institutions and Consumer Credit of the Banking and Financial Services Committee United States House of Representatives On Examination of Financial Institutions and Their Affiliated Broker-Dealers, October 8, 1997
- ××ⁱ この内容は、証券サービス場所の物理的 分離、投資商品が預金商品とは異なる旨

の開示義務など4者共同ガイドラインと ほぼ同様である。ただしルール2350では、 金融機関店舗内での証券サービス提供に 関する当該金融機関との契約を networking agreement または brokerage affiliate agreement と呼んでいる。

xvii NASD Notice to Members 94-94(September 1994), 97-26(May 1997), 97-89(December, 1997). SEC, Release No.34-39294.(Federal Register, Vol.62, No217, November 10,1997.)

****: 安岡、前掲論文、30 ページ。

- xix Federal Reserve System, Bank Holding Companies and Change in Bank Control (Regulation Y); Amendments to Restrictions in the Board's Section 20 Orders, August 1997.
- ** GLB 法については、国際金融情報センター 「1990 年代の米国金融制度改革を巡る動 向」が詳しい。
- ××i アメリカの証券会社外務員の報酬形態は 歩合制であり、新店に常駐して漫然と客 を待つのを嫌がる。